

令和2年12月18日

## 島根県の対応

島根県対策本部決定

全国の感染状況を踏まえ、県民及び県内への帰省・旅行を予定されている方々に対し、以下を要請する。なお、要請の期間は、令和3年1月11日までとする。

1. 北海道札幌市、東京都、愛知県名古屋市、大阪府、兵庫県、広島県広島市などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域からの帰省・旅行については、ご家族と相談するなど、慎重に判断すること。

また、島根県から、上記の地域への帰省・旅行についても、ご家族に相談するなど、慎重に判断すること。

なお、仕事や就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は控えていただく必要はないこと。

また、既に予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで、取りやめていただく必要はないこと。

2. 上記以外の地域からの帰省・旅行については、出発前の2週間は、感染リスクが高まる「5つの場面」、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりに注意し、「3つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生など、基本的な感染症対策を徹底すること。
3. また、帰省して、実家等で生活を共にする場合にも、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意し、基本的な感染症対策を徹底すること。
4. なお、自宅での感染予防対策の徹底が難しい場合には、宿泊について、ホテルや旅館の利用も検討すること。